

食 品 安 全 委 員 会 第 13 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平 成 15 年 10 月 2 日 (木) 13:59 ~ 15:02

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

(1) 食品安全委員会における調査審議方法等について

(2) 食品安全委員会緊急時対応基本指針(暫定版)について

(3) その他

4 . 出 席 者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(事務局)

梅津事務局長、一色事務局次長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、
杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、宮寄評価調整官

5 . 配 布 資 料

資料 1 食品安全委員会における調査審議方法等について(案)

資料 2 - 1 食品安全委員会緊急時対応基本指針(暫定版)(案)

資料 2 - 2 食品安全委員会緊急時対応基本指針(暫定版)(案)の概要

○寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」第13回の会合を開きます。本日は坂本委員が欠席でございまして、6名の委員が出席しております。

それでは、本日の会議のスケジュールにつきまして、お手元の資料「食品安全委員会(第13回会合)議事次第」というものがございますので、ごらんください。

資料の確認をいたします。「4.配付資料」と書いてございますが、資料1「食品安全委員会における調査審議方法等について(案)」。

資料２－１「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）」。

資料２－２「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）（案）の概要」。

皆様お手元にありますね。

それでは、議題の１に入らせていただきます。「食品安全委員会における調査審議方法等について」でございます。事務局の方から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料１に基づきまして、御説明をさせていただきます。

資料１「食品安全委員会における調査審議方法等について（案）（平成１５年１０月２日内閣府食品安全委員会決定）」となっておりますが、本日（案）が取れば、このような形で委員会の決定となるというものでございます。

この調査審議方法等についての内容でございますが、いよいよ本食品安全委員会において、新たな組換えＤＮＡ技術応用食品、あるいは農薬、食品添加物等につきまして、専門調査会において審議を行って、その結果、その可否について、安全性があるかどうかということにつきまして、判断をしていかななくてはならないということになっておりますが、その作業を進めるに当たりまして、専門調査会における審議の公平さというものを担保するために、例えば組換えＤＮＡ技術応用食品の特定の食品の開発に関与した方等、その方が審議に入っているということによって、審議の公正さに疑念を生じさせるという懸念のある場合につきましては、その方がその審議から外れるなどして、審議の公正さを担保しようということでルールを決めたらどうかということでこのような案がつけられたものでございます。

１、２となっておりますが、１は、最初に書いてございますように、組換えＤＮＡ技術応用食品というのが例示に挙がっておりますけれども、このほか農薬、食品添加物等、その食品ないし農薬添加物を販売したい、あるいは使いたいとお考えになっておられる審査申請者から依頼を受けて、申請資料等の作成に協力をしたという方についての規定が１でございます。

２の方は、直接審査・申請者からの依頼を受けたわけではないけれども、提出資料として利用された資料というものの作成に協力をした方というのが２でございます。

このような方が専門委員に含まれていた場合については、調査審議及び議決については、次によるものとするとなっております。申請資料の作成に協力をした方、審査申請者からの依頼によって申請資料の作成に協力した方については、１の（１）にございますように、申請者から申請資料作成者のリストの提出を受けて、これに該当する委員、専門委員がある場合には、当該調査審議開始の際にその氏名を報告をして、その申請資料作成者で

ある委員または専門委員は、当該調査審議、また議決が行われている間、調査審議の会場から退出をするということにしてはどうかということでございます。

ただ、委員会または専門調査会において、当該の委員の方、関与されている委員の方の発言が特に必要であるということをお認めになった場合については、その関与されておられる委員、専門委員は出席して意見を述べることができるという規定にしてどうかということでございます。

2でございますが、直接の依頼ではないけれども、提出資料として利用された資料の作成に協力した方。これは利用使用作成者というふうに書いてございますけれども、この方につきましては、先ほどの1の場合と同様に、氏名を報告をするということ。

それから、(2)といたしまして、退出は求められませんが、当該資料については発言をすることはできないということにさせていただきます。ただし、先ほどと同様に特に必要であると。発言をすることが特に必要であると。委員会または専門調査会が認めた場合に限って意見を述べるができるということにしてはどうかということでございます。

3は、1、2の以外の場合であっても、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有するものが、委員、専門委員に含まれている場合については、座長に申し出て、この場合の審議及び議決については、1の(2)、退出をしていただいて、ただし、委員会または専門調査会が特に必要と考える場合には、出席をして意見を述べるができるということにしてはどうかということでございます。

4は、これらの手続が行われた場合については、その旨を議事録に記録をして、透明性を高めるという趣旨でございます。

資料1の説明について以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたかコメント、あるいは御質問ございますか。

○本間委員 私はこういうルールをつくるということは、専門委員会の委員が円滑に活動できるという点で大変必要なことだと思っております。もしこのルールに、こういうことを加えてほしいとか、改正みたいなことが生じた場合には、この委員会で扱うということになりますか。

○村上評価課長 本決定をされますのは、まさに食品安全委員会でございますので、これを改定する場合も、本委員会において御議論していただいた上で改定をするという運びになるかと思います。

○寺田委員長 ほかにございますか。私の読み違いかもしれませんが、今、気がついたんですけれども、2の項では退出しないわけですね。そうしますと、議決権はあるんですか。明らかにないと思うんですけども、そういう書き方をしていないんです。

○村上評価課長 それについては、明確にわかるようにしておきます。

○本間委員 それは1でも同じで、退出した人が必要であれば意見を述べられるわけですね。ですから、私もそのところかがちょっと気になりました。

○寺田委員長 それから、これは文章の問題なんですけれども、1の(1)の1行目の「これに該当する」と書いてありますね。「これに」というのは何を指すわけですか。同じことで2の(1)の「これに」というのは、何なんだろう。

○村上評価課長 失礼いたしました。「これに」というのは、申請資料等作成者に該当する委員、または専門委員ということでございますので、それは明らかになるように文面を整理させていただきたいと思います。

○寺田委員長 ほかに何かありますか。

それでは、文章を直して、より明確にするということを条件にして、(案)を取るのでよろしゅうございますか。

(「結構です」と声あり)

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次が議事の2「食品安全委員会緊急時対応基本指針(暫定版)」について、緊急時対応専門調査会の本委員会の担当委員でございますの、見上委員より御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○見上委員 本日は座長がおいでになられないということなので、緊急時対応調査会を担当している私から報告させていただきます。

「食品安全委員会緊急時対応基本指針(暫定版)」は、緊急時対応専門調査会において、8月28日と9月25日の2回にわたり審議が行われました。第1回調査会では、基本委員(暫定版)の項目を審議し、その結果、事務局でたたき台を作成することになりました。

第2回の調査会では、このたたき台を事前に専門委員、各位にお配りしまして、いただいた意見を基に審議が行われ、この審議結果を整理したものがお手元の基本指針暫定版でございます。詳細について事務局から説明をお願いいたします。

○杉浦情報・緊急時対応課長 それでは「食品安全委員会緊急時対応基本指針(暫定版)」について説明させていただきます。資料2-1、これは基本指針暫定版の本文でございます。

それから、資料 2 - 2 といたしまして、この基本指針の、まず 1 枚目がこの基本指針の内容を整理したものでございます。基本指針の内容につきましては、緊急時の対応、平時の対応、それから事後検証といったいろんな項目がございまして、これを体系的に整理したものでございます。

それから、資料 2 - 2 の 2 枚目ですけれども、これは緊急時対応の流れを食品安全委員会の手続を中心に整理したものでございます。

3 枚目は、食品安全委員会による危害情報の収集の流れをチャートにしたものでございます。

それでは、資料 2 - 1 の本文に沿いまして、御説明させていただきます。

まず前文ですけれども、「本指針は、緊急事態等に対する食品安全委員会の対応に共通する事項を定めるものであり、他に特段の定めがある場合を除き、食品安全委員会の対応については本指針に定めるところによる」ということで、以下、15 項目にわたり規定を設けております。

まず「1 食品安全委員会の役割」でございすけれども、「食品安全委員会は政府において、食品安全性の確保に関する科学的、及び情報の収集を一元的に担い、かつ食品の安全性の確保に関する関係者相互間における情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関に対し、その講ずべき施策等について勧告、意見具申又は助言を行うことを踏まえ、緊急に対応すべき事態が生じた際には、政府全体の対応の要としての役割を果たすものとする」ということで、前段で昨年 6 月の関係閣僚会議の決定、それから食品安全基本法に定めてございます当委員会の所掌事務を運用する形で、当委員会の立場を明らかにした上で、この委員会の役割を述べております。

「2 対象となる緊急事態等」として、この食品安全委員会の対応すべき緊急事態の定義を定めております。

「本指針において、緊急事態等とは、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を要するときとする」ということで具体的に 3 つの事態を想定しております。

「① 被害が大規模（食中毒患者等が五百人以上発生し、又は発生するおそれがある場合）又は広域（食中毒患者が複数の都道府県に発生し、又は発生するおそれがある場合）であり、かつ、政府内において関係府省の対応の調整を要する事案」ということで、関係府省が単独で対応できるような場合は、当委員会が対応すべき緊急事態とは想定しており

ません。

「② 科学的知見が十分でない原因により被害が生じ、又は生じるおそれがある事案」。

「③ ①、②に該当しないが、社会的反響当を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事案」ということで、この３つの事案を想定しております。

「３ 対応の基本」ということで、前半は平時における対応の基本、後半で緊急事態における対応の基本を定めております。

まず前半でございますけれども、「救急事態当の対応にあたっては、国民の健康の保護が最も重要であるという認識のもと、平時から、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康の保護に直接関わる危害情報の広範囲な収集及び分析を行うとともに、科学的知見に基づく迅速かつ適切な対応を政府全体として行うため、関係行政機関当と緊密に連携しつつ、国民の生命又健康に対する悪影響の防止又は抑制に努めるものとする。

また、入手した情報の評価あるいは緊急事態当であるかどうかの判断等、緊急事態等における対応については、特定の感受性集団への影響等を考慮しつつ、不確定要素への評価を含め最悪の事態も想定して行うものとする」ということで、緊急事態においては、最悪の事態を想定して対応を行うという基本的な考え方を示しております。

「４ 緊急時における体制」の（１）で、「委員長は、緊急事態等において直ちに参集すべき職員（以下「第一次参集要員」という。）をあらかじめ指定する」としております。

「（２）食品安全委員会は、第一次参集要員等が緊急事態等において直ちに参集できるよう、連絡体制等を整備し、平時から、緊急事態等に備えた対応要領の検討及び訓練の実施に努めるものとする」ということで、シミュレーション等の実施に努めるものとするという規定を設けております。

「５ 連絡要領」でございます。

（１）が、危害情報の収集の窓口であります情報・緊急時対応課が、食品の安全性の確保に関し、緊急次第等を認知した場合に、速やかに事務局長に連絡する。

なお、事務局長と連絡が取れない場合には、次長に第一報を連絡し、同次長は、事務局長に代わり（２）の措置を取るということで、事務局長は（２）のア、イの２つの措置を取ることであります。

「ア 当該緊急事態等について、引き続き注視する必要があると判断したときは、情報・緊急時対応課に対し、情報の継続的収集及び連絡を指示する」。

「イ 当該緊急事態等について、委員長に報告し、委員会開催の必要性等の対応体制にいての指示を受け、第一次参集要員等必要とされる職員に対し参集または待機を指示連絡

するとともに、必要に応じ、緊急事態等の認知を関係行政機関に連絡する。

なお、委員長と連絡が取れない場合に委員長代理の指示により、また、委員長代理とも連絡が取れない場合には自らの判断により、参集又は待機を指示連絡する」としております。

「 6 関係行政機関との連絡体制」でございます。

「（１） 情報・緊急時対応課は、緊急時の対応に関し、夜間休日を含めた関係行政機関に対する連絡窓口を設置する」。

「（２） 情報・緊急時対応課食品危害情報等について平時から関係行政機関との間で情報交換を緊密に行うものとする。なお、関係行政機関の主要な窓口は、次のとおりとする」ということで、そこにあります厚生労働省、農水省、環境省を主要な窓口としております。これ以外にも危害の内容によっては、文科省とか外務省とか警察庁とか防衛庁とか考えられますので、主要な窓口ということで、その３つを掲げております。

「 7 情報収集のあり方」ですが、（１）で平時における情報収集の在り方ということで、「情報・緊急時対応課は、評価課と連携して、平時から、食品の安全性と関連を有する行政機関、試験研究機関、団体、国際機関、主要国の公的機関から、食品危害情報等を直接又は報道機関若しくはインターネット等を通じて、広範囲に収集するものとする」。

（２）は緊急事態における収集ですけれども、「評価課は、緊急事態等において収集すべき情報特定し、情報・緊急時対応課はその情報を迅速に収集するものとする」。

（３）は現地に委員等を派遣して情報収集する規定でございますけれども、「食品安全委員会は緊急事態等において必要があると認める場合には、現地に委員、専門委員又は職員を派遣し情報を収集する。派遣された委員、専門委員又は職員は、情報を収集するとともに、現地における関係者等に対し、必要に応じ、適宜助言等を行う」。

（４）は食品安全委員会が設けております食の安全ダイヤル、食品安全モニター等を通じて勧告・広報課は、消費者等から食品危害情報等の収集に努め、情報・緊急時対応課に提供するものとする。

（５）は、収集した情報の整理及び分析でございますけれども、情報・緊急時対応課は広範囲に収集した食品危害情報等について、整理及び分析を行うとともに、関係者間において、電子メール等を活用して、情報の共有化を図る。

（６）は専門委員にも、情報収集に当たって協力していただくということで「専門委員は、独自に入手した食品危害情報を含め、入手した情報の重要性及び緊急性を判断し、情報・緊急時対応課に対し通報を行うとともに、必要に応じ、緊急対応の必要性等について

助言を行う」となっております。

「 8 緊急対策本部の設置」でございます。

「委員長は、緊急事態等のうち、特に政府全体として緊急時の対応を行うべき事態と判断した場合には、食品安全担当大臣（担当大臣が置けない場合には、内閣総理大臣）に対し、緊急対策本部の設置を助言する」としております。

「 9 関係府省連絡会議の開催」でございますけれども、「事務局長は、 8 の緊急対策本部を設置しない場合においても、府省横断的に対応すべき緊急事態等であると判断した場合には、関係府省連絡会議（局長級）及び幹事会（課長級）を開催する」となっております。

「 10 専門委員の委員会への参加」でございますけれども、緊急事態が発生した場合には、専門調査会を開催して意見を求める手続というのを省く必要もあるかと思しますので、「食品安全委員会は、必要に応じ、専門の事項の調査審議に資するため、委員会に適当な専門委員を参加させることができる」としております。

「 11 調査研究」でございます。

「（ 1 ）食品安全委員会は緊急時の対応を適切に実施するため、必要に応じ機動的かつ弾力的な調査研究を行う」ということです。

（ 2 ）で「必要に応じ、関係試験研究機関に対し、直接（独立行政法人の場合にあっては関係大臣を通じて）調査、分析又は検査の実施を要請する」としております。これは食品安全基本法の 27 条にございます緊急時の要請というのを踏まえてのものでございます。

（ 3 ）が調査結果についてですけれども、「食品安全委員会は調査結果等を利用して、科学的観点を考慮しつつ、食品の安全性の確保のために講ずべき施策に関する重要事項について、調査審議する」としております。

「 12 情報提供」に関する規定でございますけれども、（ 1 ）はクライシス・コミュニケーションの規定でございます。

「（ 1 ） 勧告広報課及びリスクコミュニケーション官は、緊急事態等に関連する国内外の情報について、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、迅速かつ適切に広く国民に提供する」となっております。

（ 2 ）が関係機関への情報の提供でございますけれども、「情報・緊急時対応課は、食品危害情報等については、必要に応じ、食品の安全性と関連を有する行政機関、試験研究機関、団体、国際機関等に速やかに情報を提供する」となっております。

「 13 勧告及び意見」ということで、食品安全基本法 23 条に規定してございます、食品

安全委員会の所掌事務に沿って、当然のことながら勧告や意見具申をする事態も生じますので、改めてここでそういった事務について確認しているものでございます。

「（１）食品安全委員会は、緊急事態等において、食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する」。

「（２）食品安全委員会は、緊急事態等において、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する」となっております。

「（３）食品安全委員会は、緊急事態等において、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じ、関係行政機関の長に対して、意見を述べるとともに、その内容を遅滞なく公表する」となっております。

「14 事後検証」は、その検証の結果に基づいて講ずべき措置についての規定でございます。

「食品安全委員会は、緊急事態等において、実施した対応等について記録するとともに、事後において、食品安全委員会の緊急時対応の問題点や改善点等について検証を行い、より迅速かつ適切な緊急時対応に努めるとともに、必要に応じ、本指針の見直しを行うこととする」としております。

「15 その他」で、「その他本指針に定めのない事項については、委員長が定めることとする」となっております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。見上委員、よろしゅうございますか。

○見上委員 結構でございます。

○寺田委員長 今の説明に関しまして、何かコメントをどうぞ。

○中村委員 基本指針は絶対に必要なことですから、一応暫定版とはいえ、まとまったことは大変結構なことだと思いますが、2、3、考え方を詰めておいた法がいいのではないかとと思うところがあるので、申し上げたいと思います。

1つは、1、2のところ、つまり関係行政機関の事務の調整を行うとありますけれども、何か緊急事態が起きたときに、まず立ち上がるのは、今までの通例で言えば管理部門がすぐ対策を講じなければいけないというのか立ち上がるんだと思うんです。そのときに、勿論、評価のところも伴って必要になってくるんだらうと思いますが、その段階では管理と評価のところ、やや渾然一体となって、混乱が生ずることが私はあり得るんだ

ろうと思うんです。そのときに食品安全委員会が、勿論、政府全体が対応の要としてあることは結構なことだと思いますけれども、そういうときの調整というか、しかもこれは緊急時なわけですから、非常に難しいのではないかと。そういう危惧があるということが1つなんです。

それはまさに2の①で被害が大規模、広域であっても、関係府省の対応の調整が要らなければ別に食品安全委員会は関係ないんだというわけですが、この中に書いてある「政府内において関係府省の対応の調整を要する」というのは、まさにこれは管理部門の調整になってしまうのではないかという気がいたしまして、そここのところの考え方というのを一体どうしたらいいのかというのが、今、聞いていてわからないところであったんですけども、どうでしょうか。

○寺田委員長 事務局案とか、専門調査会で議論されているときに、私も全くおっしゃるとおりのポイントが2つあって、ここでの質問としては、今のところは基本的な指針であって、より具体的なところはこれを基にして、もう少し細則というとおかしいですけども、別個のものをつくらないと、これは非常に抽象的なものである。これは即使えないんであろうという感じを私は持っているんです。暫定版というのはどういう意味なのか、中村委員が質問された暫定版というのはどういうことなんですか。

○杉浦課長 緊急時対応基本指針につきましては、緊急時対応専門調査会で十分議論した上で最終版というのを定めるべきというふうに考えておるわけでございますけれども、ただ、それを待っていたんでは、いつ起こるかもしれない緊急事態に対応できないということで、とりあえずということで第2回の専門調査会の議論を得た上で、今回暫定版というのを作成していただいたということでございます。今後は委員長の御意見等についても、専門調査会の方に伝えまして、更にこの指針を完全なものにしていきたいと考えております。

○中村委員 ですから、その場合に、こういう趣旨を体して、活動の初動体制をつくるとすれば、後の方にあります8番とか9番とか、緊急対策本部とか、あるいはその次の関係府省連絡会議とか、そういうことになるんだろうと思いますが、以前リスクコミュニケーションの御説明のときにちょっと申し上げた、例えばコンソーシアムみたいなものを常設しておいて、こういう初動の混乱のときには、すぐそのコンソーシアムが動き出すとか、それは何もそのときにつくってもいいわけですが、もし対策本部というのを設置するのであれば、範囲を一体どこにするかということですね。各省庁がいて、研究機関があってということをおあらかじめちゃんと決めておいて、それで立ち上げると。

そうすると、そこは当然評価も管理も一体となった対応でやっていくことができるということだろうと思うんです。それをまずこの基本指針の中にある程度明文化しておくといいいのではないかなという気がいたしました。

○寺田委員長 大変貴重な御意見だと思いますから、これからブラッシュ・アップしていくときに、そういうことも考慮に入れてということです。

それと、専門調査会の方、あるいは事務局側も言っておられたんですけども、この内容に関しては、もう一つ、管理側との調整を前もってやっておく必要があるような感じがするんです。これは非常に抽象的な文章でいいという、そのところがよくわからないんです。だから、抽象的なことでやるとしたら、今言われたコンソーシアムまで言わなくても、一本化するようなことをやるべきであると言って、具体的には別個にやるというのも1つの手かも知れません。とうなんでしょう。そのところがよくわからない。

何回聞いてもよくわからないのが、食品安全委員会の法律、食品安全基本法のところの緊急時対応の役目というところです。委員会としての役割、法律上どうなっているかよくわからないんです。ここにあるのは、緊急時の要請等と第27条に、調査を要請することができるとかあるんですけども、ひょっとしたら委員会の役目の枠の中で大臣に勧告することがあるということを、緊急時にも勧告すべきであると取るのか、そのところがどうなのか、行政の方、お願いいたします。

○梅津事務局長 基本法で直接、緊急時に触れましたのは、第27条の要請と、以前に体制の整備に触れました14条のところですけども、この委員会が重大な食品事故など緊急時に対応すると言いますのは、昨年6月11日の関係閣僚会議で政府全体として大規模な食品事故等に対応する仕組みをつくるということが定められて、委員会がその役割を担うという整理がされたことに基づくものでございます。

この基本法は、したがって、直接的に緊急時の対応を包括的に取り込んだような仕組みにはなっておりません。強いて言えば内閣府設置法の中で内閣府の仕事として平常時のリスク評価に加え、食品安全確保のための環境の整備ということがございまして、強いて言えば内閣府設置法がその根拠になってこようかと思います。

その中で平常時も期待されておる権能としては、先ほど申しました緊急時の要請等がございまして、それから、第14条で緊急事態への対処及び当該事態の発生に関する体制の整備、その他必要な措置を講じなければならないということが定められておりまして、これは必ずしも食品安全委員会だけではなくて、政府全体としての取組を定めたものでございます。

したがいまして、この基本指針は暫定版と申しましょうか、基本的な原則を定めたものと考えております。それぞれの緊急事態の内容、態様によって、現実にはかなり変わってくる、臨機の対応をせざるを得ない場合があると思いますが、変わらない骨のところを定めたものと理解すべきだと思います。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。法律のことはよくわからないのですが、ここの食品安全基本法と別個のところ、関係閣僚会議でやりなさいと決まったということですね。わかりました。

○中村委員 非常に抽象的な話で書いてあるとわかりにくいですけれども、例えば2番の②の「科学的知見が十分でない原因により被害が生じ、又は生じするおそれがある事案」。例えばCWDの発生が日本であったと。鹿のプリオン病ですけれども、確かに科学的知見は十分ではないというときに、これをどういうふうに危険度を評価するか。人間の健康にどうなのかというときには、あるいは食品安全委員会が中心になってやれる、あるいはやらなければいけない事案になるのではないかという気がするわけです。

一方では一昨年発生したBSEの日本における最初の発生みたいな場合には、もう評価もへったくれもなく、これは評価自体はヨーロッパ等で既にほぼ確立していたわけです。その大混乱のときに、私は食品安全委員会がそのときに言ってみれば、厚生労働省、農水省、あるいはほかの研究機関が大騒ぎになっているときに、どういう形で入って行って、やれ緊急時だから政府全体の対応の要はこちらですと言っても、余り私は意味がないんじゃないか。

ですから、ケース・バイ・ケースみたいなこともこれあり、そういうことがうまく基本指針に基づいて活動できるような姿にしておいた方がいいのではないかなと。

つまり、何でもかんでもこれでいけるというものでもないし、しかし、あるものについては確かにやらなければいけないということもあるし、そのところはちょっと微妙で、なかなか表現も難しいんですけれども、そういう印象を持つんです。

○寺田委員長 全体の御意見は全く同じです。例えばBSEの問題は、量的な評価とか、そういうことは緊急時に勿論やるべきことじゃないんでしょうけれども、それは前もって今後やる必要があると思うんです。だから、BSEに関しての科学的な評価は終わったわけではないから、これはどこがやるかというと、やはりここがやらなければならない。緊急時の話は別個で、例えばO-157とか、大規模な食中毒で、大体わかっていることが起きたと。その場合にはどうするんだというのが1つあります。

それから、今、言われたように、原因がはっきりわからないようなものが出てきた場合

に、ひょっとしたらクライシスにじわじわと発展していくようなことはどこがやるんだということになります。そういうクライシスのところは、窓口がまず一本であることがないと、国民は非常に混乱を招くと思いますし、そういうことも含めてここで書き込もうと言われたんですが、なかなか難しくて、もう少しわかるような書き方で、基本指針に書いた方がいいかもわかりません。ほかの先生方どういう御意見でしょうか。

○寺尾委員 基本指針は少し抽象的な言葉にならざるを得ないと思うんですけども、前から意見が出ていますように、幾つかのケースを想定して、マニュアルをつくっておくというのが非常に重要じゃないかと思うんです。マニュアルというのは、ここだけのマニュアルではなくて、やはり管理機関等も調整をしたマニュアルをつくっておく必要があるのではないかなと思います。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ほかにはございませんですか。一般的な話として、ちょっと言葉を変えるのと同時に、マニュアルと言いますか、シミュレーションの場はいろいろありますので、ある程度考えておられると思うんですけども、そういうことも次のステップでやっていけたらと思います。

○中村委員 そのマニュアルは必要だと思うんですけども、2ページの4、5、6のところ、そのマニュアルの中では是非必要な部分で、それに今おっしゃったように管理部門との連絡をどうするか。ここにはただ窓口が3つ下に書いてありますけれども、そういうところとの初動のときのあれをどうするかとか、それを書いておくということ。

それから、そのマニュアルの部分というのは、もうちょっと短く簡潔にしておかないと、課の方々も、それから委員も、覚え切れないです。もうちょっとコンパクトな、こういうマニュアルですよということをきちんとチャートにして持っている。部屋にも張っておくというようなことが必要なんじゃないかなという気がいたします。

○寺田委員長 いかがでございますか。事務局何か御意見ありますか。

○杉浦課長 いずれも今後の緊急時対応専門調査会の課題として、処理していきたいと思っておりますけれども、今後発生が想定される緊急事態というのはいろんな事態が想定されるかと思えます。そういったものすべてに対応可能な普遍的なマニュアルな作成が可能かどうかということもあるかと思えます。

ですから、危害要因別の対応マニュアルを作成するのがいいのか。あるいはシミュレーションという形で日ごろから訓練をした方がいいのか。その辺のところも含めて専門調査会の方で検討していただきたいと考えております。

○本間委員 こういう事態に関して、食品安全委員会ができて3か月経っているわけです。

過去3か月の間には、事務関係の間で連絡会議みたいなことは開かれているんでございましょうか。それとも、全く何もなかった状態で今まで推移しているんでしょうか。

○杉浦課長 情報・緊急時対応課の方で日ごろから、先ほど申し上げましたような情報収集網を使いまして、情報収集をさせていただいているわけでございますけれども、収集した情報については、委員にも配付させていただいて、緊急事態かどうか御助言もいただいているわけでございますけれども、今のところ緊急事態だということを念頭に置いて、連絡網を適用したという事例はないかと承知しております。

○寺田委員長 7月1日にできた途端に何か起きたら大変だというんで、非常に簡単なA4の紙をつくって、連絡網をこうするんだということはいいただいて、幸いなことにそういうのは出ていないんで、その間事務局側で管理側といろいろとやっておりますけれども、今のところはそういう程度のもので、本当を言うとシミュレーションの具体的なものが先か、それからこういう暫定的なものでも全体をカバーするものが先かということで、いろいろと専門調査委員会でも考えられたと思います。とにかくこういうのができて、次にはだれもが考える具体的なところを管理側と詰めて、マニュアルにするのか、典型的な感染症とか、BSEの問題とかまだはっきりしない、詰め切れていないようなことと、それから化学物質なもの、あるいはバイオテロに関することなどがあります。バイオテロということは政府の方に権限が行きます。シミュレーションしてもせいぜい4つくらいじゃないかなと思うんです。それでシミュレーションは全部できるのじゃないかなという感じは持っています。それをA B C Dのマニュアルにするか、そういうところはどうしても緊急事態の対処というのは、現実には最初管理機関が負うと思うんです。それでちょっと法律上のことを聞いたんですけども、関係閣僚会議でここでやれと言われているんですから、ここできちっとまとめて、しかし、ここは厚生労働省がやるべきことで、この部分はこちらがやるとか、そういうことも含めて次の段階で具体的にやる必要があるんじゃないと思います。いかがでしょうか。

○梅津事務局長 御指摘のとおり、具体的な事案が発生した場合には、厚生労働省を始めとする、特に現場のリスク管理機関が有無を言わず臨機の対応をするというのが常道だと思います。

併せて、ここにありますように、例えば学校給食の問題とか、輸送とか保管の問題とか、そういった複数の省庁にまたがる場合には、内閣全体としての統一の取れた対応が必要になりますので、上品に言えばコーディネートという役割が求められると思います。

もう一つは、緊急の事態から平常時に移行するという場合には、やはり科学的な知見に

基づいて行政対応も、あるいは消費者の対応もできるだけ冷静な対応が望まれると思います。そこを可能な限りスムーズにやっていく上で、この委員会の有するさまざまな知見をわかりやすく活用していくということが大切な役割ではないかと思われます。

○中村委員 もう一つ、情報提供のところで、12番のところですが、これは緊急事態等に関連する国内外の情報について、報道機関、政府広報、広く国民に提供すると、これは当たり前前の話を書いてあるんですけども、ものにもよりますが、例えば一昨年のＢＳＥの発生のときなどを思い起こせば、迅速かつ適切もへったくれもなく、とにかく引っくり返るような大騒ぎになってしまうわけです。そのときの対応はどういう準備をしても、ああなるわけですから、それはそれで当然あり得るとして、緊急事態に関連するだけではなくて、平時から、特にメディアとは意見交換をしながら、基礎的なことは絶えず情報提供しておく。必要以上に心配を起こすようなことはいけませんけれども、例えばＣＷＤなどでも、アメリカではかなりの騒ぎになっているわけです。

そういうものは、例えば「こういうことなんだよ」ことくらいは、平時に流しておくということが私は必要なんじゃないかなと。そうすると、メディアの中にも、初動で動き出すのは当然社会部ですけども、それ以外にもいろんな部局がありますよ。科学的なことを主としてやる部局もあるし、あるいは家庭生活をつかさどる情報を流すところもあるし、そういうこともわかります。

勿論、メディアとの間というのは、常にある程度の緊張関係がなければいけないと思いますが、そういう付き合いが私は平時に必要なんじゃないかなと思います。

○寺田委員長 ありがとうございます。ですから、ここに緊急時と書いてありますけれども、平生からやっておくことも非常に大事だけれどもと入れておくとか、抽象的な文章としてはそれくらいあるべきだと思うんです。

それから、ここにいろいろ言っていますのは、この委員会でマニュアルとかシミュレーションというのは議事録に残りますから、後から参考にしていただいて、調査会の方で次のステップのことを考えていただければと思いますので、そういう発言をしました。中村委員のことも、今の言葉の問題とか、それから省庁の窓口をできるだけ一本化する。多分管理が主になると思いますけれども、全体として行政から国民に出すメッセージは緊急時には特に一本にしないと混乱の極みになりますので、そこは注意するということだけ文章を入れていただければと思っております。事態によって違うかも知れませんが、とにかく一本化ということは非常に大事だと思います。

ある人に言わせると、少々遅れても一本化の方が、２本あわてて出るよりよほどいいと

ということ聞きますので、いろんなクライシスのマネージメントのときですね。その御意見はほかにあるかもわかりませんが、大変これは大事な事柄です。しかも、もう2か月半くらいで専門委員会を立ち上げて、あっという間にここできました。非常に抽象的なところは難しいんですが、大事であるだけに、こういうこと、ああいうことと注文をいろいろ付けますので、まず暫定版で結構ですから、ちょっとブラッシュ・アップしていただいて、次のステップをどうするかということを考えていただければと思います。

文章として、中村委員、ここを手を入れたらいいと、具体的に後でも言っていただければ、私と事務局側で専門調査委員会の間を取るという形で直して、委員会としてはお返しするという事で文章の扱いはよしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○寺田委員長 ありがとうございます。勿論、この委員会が済んだ後でも、意見がございましたら、是非このことはお願いいたします。

ほかに関わらず全般を通してございせんか。この前も言いましたように、厚生労働省、農水省から挙がってきた評価は、ちょうどこの前で大体全部終わって、今はこの専門調査会委員会自身で独自にこれから評価していくという段階に入っていくつつあるところです。何か全体として御意見ございましたらどうぞ。

次回は10月9日の第14回食品安全委員会は、先ほどもちょっと話が出ましたけれども、量的なリスク評価を学問としては大変難しく、まだ、本当に未熟な状態ですけれども、必ずやっていかなきゃいけないと思います。そういったものの初めといたしまして、外部、専門家の説明ということで、微生物学的リスクアセスメントについてということで、今のところ国立医薬品・食品衛生管理部門の山本先生に来ていただいて、講演をやっていただくということを考えております。よく私などもゼロリスクの社会はないといひます。そのとおりで、よくわかっていただかないといけないんですが、逆に言うと、何のリスクもどの程度という数字を使わないといけないわけす。数字はきちとした数字が出るとは思ひませんけれども、できるだけ範囲を絞ったような、1万人から100万人の間に一人起きる確率だとか、そういうことも含めて、それからリスクですから、程度どのくらいだとか明らかにする必要があります。本当に個人にとってどの程度の危険性があるのかということ、化学物質もそうですし、細菌もそうですし、そういうことをやっていくことが大変大事だと思ひます。まとまるような話になるのかどうかわかりませんけれども、この委員会としては大変大事だと思ひております。日本の中でそういうグループが育っていくことを願ひながら、ここでもやっていこうということを考えております。

ほかにございませんでしたら、事務局の方から何かございますか。

なければ第 13 回の食品安全委員会を閉会いたします。

先ほど言いましたように、10 月 9 日 14 時から食品安全委員会を開きます。

それから、10 月 7 日の火曜日 15 時 30 分からプリオンの専門調査委員会、10 月 8 日水曜日 14 時から、動物用医薬品専門調査委員会がそれぞれ開催される予定ですので、お知らせいたします。こういう専門調査委員会が増えてまいりまして、せっかくここに来てくださっている方には後ろがちょっと狭くなりまして、申し訳ございませんが、部屋をいろいろ使わなくちゃいけませんので、ちょっと窮屈な思いをさせて申し訳ないと思っております。それから、もう少し先には、ちょうどコーデックスの前の議長さんも来ておられまして、また、講演会みたいなことも考えておりますので、よろしくお願いいたします。

では、今日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。